

市長 市課

下水道課長

水事
道所
事務
長

教育委員
會務課長

課 會 員 教
教 會 育
長 育 社 委

斎藤多市

君

君

君

君

君

課 稅
長 務

課 用
長 地

課 会
長 計

教育委員會
學務課長

選舉委員會事務局長
監事局長兼事務局長

君

君

君

君

君

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。

日程第一 會議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三
議案第一百十八号

日程第四
議案第一百十九号

日程第五
議案第一百二十號

日程第六
議案第一百二十一號

日程第七 議案第二百二十二号

日程第八
議案第二百二十三號

日程第九 請願第五号

福生市特別会計条例の一部を改正する条例

福生市公益質屋基金条例を廃止する条例

負担付き寄付の受納について

昭和五十年度福生市一般会計補正予算（第三号）

昭和五十年度福生市公益質屋会計補正予算（第一号）

昭和五十年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

農地の宅地並み課税に関する請願書



午前十時 開会、開議

○議長（貫井喜代次君） ただいまから昭和五十年第五回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（貫井喜代次君） 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第三百三十二条の規定により、議長において

十四番 田村市郎君

十五番 小林菊三君

十六番 小堺仁七君

以上三名を指名いたします。

○議長（貫井喜代次君） この際、報告事項がありますので、事務局長を

て諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和五十年第五回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
二、議案の送付について(別添参照)

三、請願の受理について(別添参照)

四、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

五、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

六、議案説明員の出席要求について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告を終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長岩田博君登壇)

○議会運営委員長(岩田博君) 御指名がございましたので、昭和五十年第五回

臨時会の会期、日程等について協議いたしました結果について御報告申し上げます。

去る十月十七日の午前九時から、全委員の出席を得て委員会を開催いたしました。理事者側から提出された案件は、公益質屋の事業完了に伴う条例関係二件、予算が三件、負担付き寄付及び住民からの請願各一件、合計七件であります。これらの内容等を考慮し、会期につきましては、本日より限りとしてお願いすることに意見の一致をみた次第でございます。

又、日程の順序についても、すでにお手元に御配付の順に従いお願いすることとし、議員諸氏の御協力をお願い申し上げます。

なお、理事者から全員協議会の申し出もあり、本会議終了後開催することとしておりますので、あらかじめお含みお願います。

以上のとおりでございますが、何とぞ議員諸氏の御理解をいただき、本臨時会が円滑に運ばれますようお願いいたします。報告といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきまして、ただいま委員長から報告されたとあり、本日一日限りといいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りとするに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第百十八号福生市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百十八号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は福生市の公益質屋の事業完了に伴いまして、特別会計条例中に規定いたしております。福生市公益質屋事業を閉鎖しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者もあり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十八号は原案どおり可決いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第四議案第百十九号 福生市公益質屋基金条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長 上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） 議案第百十九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案も福生市の公益質屋の事業完了に伴いまして、その運転資金となっております基金条例を廃止しようとするものでございます。この基金の額は七百万円でございます。これは後ほど提案いたします補正予算におきまして、一般会計のほうに繰り入れをいたしております。以上でございます。

○議長（貫井喜代次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。



○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十九号は原案どおり可決いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第五議案第百二十号 負担付き寄付の受納についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 齋藤多市君登壇)

○下水道課長(齋藤多市君) 御指名によりまして議案第百二十号負担付き寄付の受納について提案理由の説明とその内容について御説明申し上げます。

本案は福生市福生二千三百二十一番地ポニーコーポ自治会の三十三世帯より、下水道管敷設工事費として三百六十五万円の寄付の申し出がありましたので、これを受納しようとするものです。

内容につきましては、寄付の目的がポニーコーポラスに関する排水のための下水道管敷設費として充当するため、寄付金額が金三百六十五万円、寄付の条件がポニーコーラスに関する排水処理が可能となるような必要施設を、昭和五十一年三月三十一日までに敷設すること、寄付者は東京都福生市福生二千三百二十一番地二、ポニーコーポラス、ポニーコーポ自治会代表者自治会長 鶴丸輝久、なお、補足として、その経過について御説明申し上げますと、本件は昨年十一月ごろより、建設課に対して排水管の敷設要望がなされ、その後市道一五七号線の路面排水管として計画されたわけですが、幅員が狭いため、将来汚水管を併設することが不可能であること、又接続部

分の小川土木周辺が事業認可区域であること等で、将来汚水管に切り替えることが可能になりましたので、下水道課が引き取りまして、本寄付金受領後に工事を施行しようとするものであります。

以上、大変雑ばくな説明でありましたが、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十五番(小林菊三君) 私は本案に対しまして反対するものではありませんが、本案の地区の下水道計画は昭和六十年に予定されているとかつて説明がされましたが、これは負担付き寄付行為による計画を変更いたしましたして、コーポラスの三十三世帯と、周辺の市民数十世帯が利用できるものであると思いますが、寄付条件の昭和五十一年三月三十一日までに敷設することとありますが、五十年度の下水道予算による本件に対する市負担七百三十万円の歳出によりまして、五十年年度下水道計画には何ら影響がないのか。担当課長より御説明願います。

○下水道課長（斎藤多市君） 自席から十五番議員さんの御質問について御答弁申し上げます。

御指摘の点につきましては、本寄付金の申し出のありました区域につきましては、昭和五十二年の事業認可の区域からはずれた区域でございますが、先ほど申し上げましたように、その接続部分については事業認可区域に入っておりまして、当然昭和五十三年四月に使用開始になるであろうと思われ、昭島の処理場が完成したときには、その小川土木周辺の汚水管の工事はすべて完了するわけでございますので、その前、五十二年までに行われております百三十二ヘクタールの区域と一緒に使用開始されるものと思えます。その間、現在ございます基地排水に接続しております小川土木さんの前を基点といたしまして、南部幹線に接続しております水管にその管を暫定的に接続しておこうという計画を立ててあるわけでございます。さらに昭和五十年当初から計画されております工事が、どういう内容かという御質問でございますが、当初計画におきまして三億円の事業費を計画してあるわけでございますが、その後実施設計をした段階で、

現時点では二億四千万円くらいで当初計画の全工事が完了できるようなめどを立てております。その間起債等がつかないかという問題が残っておりますわけでございますが、全力を尽くして二億四千万円くらいの起債をもらうよう現在運動を続けてあるわけですが、おおむね剰余金と申しますか、ある程度あるという形が出ましたので、本日寄付金を受領した後に、約七百万円の下水道会計からの事業費をつぎ込んで本工事を施工しようとするものでございます。

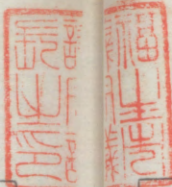
○十五番（小林菊三君） 説明によってある程度わかりましたが、自治体の財政の硬直のあり、又来年はより以上財政も困難なことに推察いたしておりますが、本件のような先行投資という考えで計画されることは私もよくわかります。しかし三十三世帯の人のように、一世帯十一万円余の出資をできる人は環境がよくなってけこうだと思えますが、一万円はおろか五千円も寄付行為のできない人の中に、同じように自家吸込処理が不可能である人たちは、市の下水道計画に従いまして五年でも七年でもじっとがまんして待たなければならぬような弱者が数多く福生市にもいるのではないかと思います。

そういう関係から下水道計画を進めるに従いました。こういう方たちを忘れずに進めていただくことを、私は強く意見として申し上げまして、私の意見を終わります。

○二十四番（塩野鉄之助君） 下水道課長に質問申し上げます。

本案につきまして私は賛意を表するものでありますが、ポニーコーポについての説明を求めるものでございます。

この問題につきましては、確かにあの周辺の住民は非常にポニーコーポから流される水を長い間一年裕余迷惑しております。こういう面から今回の件については私も異論を申し上げるわけではございませんが、しかしこの中の三百六十五万円という寄付については、それぞれあの中におられる居住者から出るというふうに仄聞されておりますが、こういう面につきまして、周辺の人たちが、これができ上がったときにそれを利用できるかという疑念を持っているようです。こういう面につきましては、市が三分の二の財源を出すわけですから、それぞれ設計する面にあきましても取水ますを要所要所にこしらえてやるかどうかと、それからもう一点は、とかくうわさですからわかりません



が、半年くらいたないと住民がこれにジョイントできないということで、非常に不安定な気持ちと、それからもう一つは、これから三百六十五万円出すという事について、何か入れてもらう面でもひけ目を感じずということがあるわけです。その面につきましても、どのような形でこの寄付の受領について、ポニーコーポの自治会と市の方との約束事とか、あるいは書類をかわしてあるのかということについて説明願います。

○下水道課長（斎藤多市君） 自席から御答弁申し上げます。

まず最初にその設計の内容でございますが、延長が三百三十二メートルでございます。そこに二百五十三ミリの下水管を埋設しようとするものでございます。その間人孔を約十二カ所、三メートルに一カ所くらいつける予定になっております。御指摘の二点目の質問の、ポニーコーポ以外の周辺住民の排水をどう処理するかという問題につきましては、その十二カ所の人孔に取りつけの申し出があれば取りつけるという形になるかと思えます。ただこの寄付金の申し出のあったときに、使用開始日と同時にその周辺住民が接続する場合には、当然この寄付を出してもらうべきではないかという意見がこのポニ

「コーポの寄付金納入者から話があったわけですが、一応現段階では私どもの回答としては、「その供用開始日に接続する場合には、当然その寄付も考慮の余地がある」と思っています。」というような回答をしてあります。ただそれが一日でもおくれた場合には、これは当然市の公共下水道管であるので、自費で工事費を出せば、あとは寄付金の問題は全然起こらないという形の回答をしてございます。

○二十四番(塩野鉄之助君) もう一度確認いたしますが、そうすると十二カ所くらい取水すすをこしらえてもらえるという事によって、ポニーコーポの人たちがそれを利用した後、それでは極端な話になります。たとえば五日くらいたつてから今度自分の屋敷内からそれにジョイントするんだけれども、その場合には、寄付行為についてはしなくてよろしいということですね。半年たつてからでなく、たとえば五日というのは極端な例ですが、それでよろしいですか。

○下水道課長(斎藤多市君) 御指摘の点につきましては、極端な話、一日おくれで接続しても寄付金の対象にはならないという形でポニーコーポの

方たちとは了解点に達しております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○二十二番(末次性男君) 私はもっと基本的なお尋ねしたいと思いますが、以前からこの指定寄付による工事は行政上まことにまずいということで、ずいぶん前から道路舗装等におきましては行われてきたことを記憶しておりますが、そういうことからこれはとりやめになって、そういうことはここ数年なかったはずであります。西友ストアの排水工事は確かに受益者負担でやりましたけれども、これはその流末において市民から請願が出されておりました。それがために、この請願事項も一きよに解決できたという事で、これはただ単に西友ストアのみの利益のためにやったというふうには決して解釈しておりませんが、こういう指定寄付をやればどんどん先行して工事を進めていくという姿勢に変わったのかどうかということをお尋ねしたい。これがために元来計画されておりましたところの下水道工事の工事計画がどんどんずれていくのではないかというふうに考えます。又弱者救済の面から見ましても、先般小林議員から言われましたとおり、そういう

う負担能力のない者はじつとがまんしなければならない。負担能力のある者だけがその恩恵に浴するということは、七百三十万円からの市の持ち出しがあるわけですね。ですからそういうことをどのようにお考えになつてゐるか。

又、このポニーコーポを建設するにあつて、これだけの世帯数というのは建築する時点においてわかっているわけですから、この箱の中には何名の人が収容できるということはすでにわかっているわけです。それがあふれてしまうかないかうこうやってくれというのは、建設時点においていかにずさんであつたかと、当然これを処理するだけの能力のものをつくつていかなければならない。今回十万円ずつ各世帯で出すということでありますけれども、これを掘り返しをする場合、二十万やそれ以上のものがかかるわけですね。ですからポニーコーポに住んでおられる方も福生市民でありますから、そういうことのめんどうをみてやろうという気持はまことにけっこうでありますけれども、いささか公平の原則に反するところが出てきやしないかということをお考えますので、三つりう点についてのお考えを一つお願いいたします。

(「暫時休憩願います。」賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) ただいま二十三番岩田博君から休憩の動議が出され、賛成者がございましたので、暫時休憩いたします。

午前十時二十七分 休憩

午前十一時五十一分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(篠崎俊夫君) 末次議員さんの御質問の第一点について私からお答え申し上げます。

瀬戸町長の時代にこういう方針を打ち出してあります。道路の舗装及び改修については、今後市民の皆さんから寄付をちょうだいいたさないという事でございまして、この方針は現在も固く守つてあります。

○下水道課長(斎藤多市君) 第二点の処理能力の問題でございしますが、これらにつきましては、今後開発指導要項もできておりますので、こういう問題が起きないよう嚴重にチェックしていきたいと思ひます。

○二十二番(末次性男君) 全協でも私は言つたわけですが、この下水道会計か